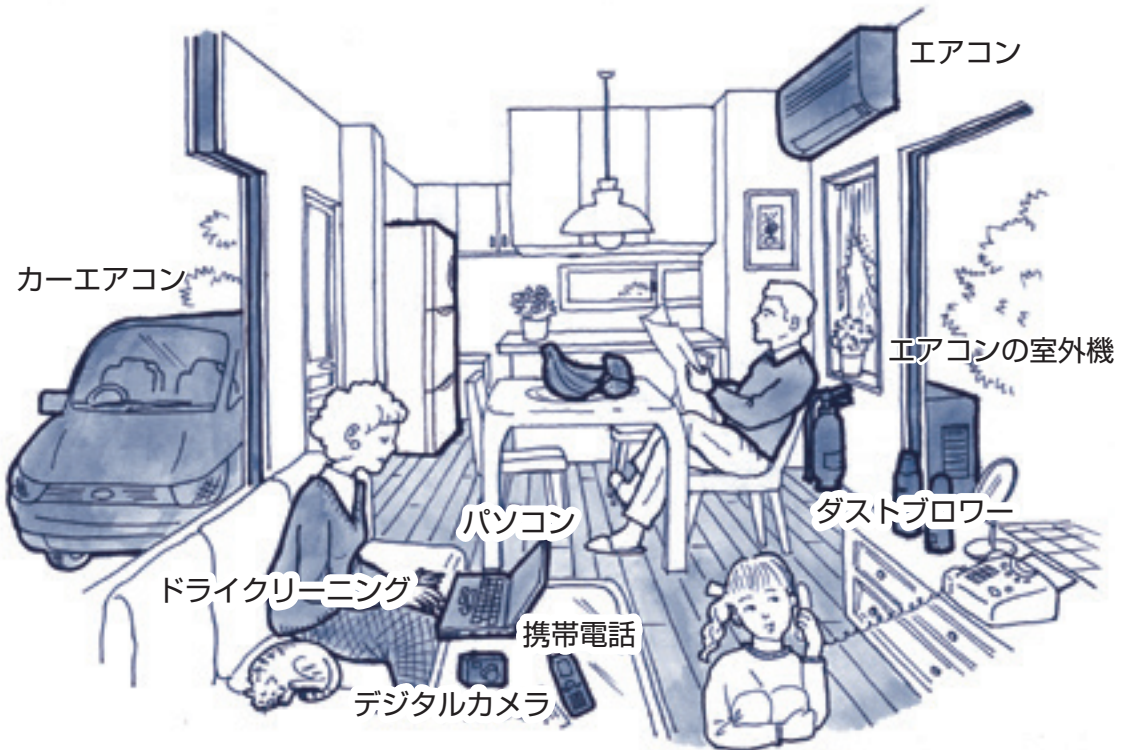


# 1

## 身近に使われているフロン

私たちの家にあるエアコン、衣類乾燥機、自動車、スプレーなどにはフロンが使われています。どのような種類のフロンが使われているか見てみましょう。以前は冷蔵庫にもフロンが使われていましたが、ほとんどがノンフロンになりました。他の製品もノンフロン化を進めましょう。



写真を参考にフロンを探してみよう



## フロンの表示

冷蔵庫やエアコンの表示には「冷媒」を表示したラベルが貼られています。その表示にはR-22とかCFC-12などといったように、アルファベットと数字が書かれています。あなたの家の冷蔵庫やエアコンでは、どの種類の冷媒が使われているか、下の表で確認してみましょう。

フロン	自然物質
HCFC-22 (R-22)	R600a 炭化水素
HFC-134a (R-134a)、R-410A、R-407C、R-32	R717 アンモニア

※ 「R」：Refrigerant（冷媒）を表す記号

このほかにも、スーパーやコンビニの冷凍・冷蔵食品のショーケース、飲料用自動販売機など、業務用の機器にも大量にフロンが使われています。

日本には、フロンの回収を進める法律があります。家庭で使わなくなったフロンを含む機器は、正しいルートにのせて回収しましょう。

しかし、大量のフロンがまだ放出されています。一刻も早くノンフロン化をすすめてみましょう。

## 〈フロンの回収をすすめる3つの法律〉

### ①家電リサイクル法



対象：エアコン、冷蔵庫、洗濯機 など

家庭や事務所で使い終わった家電製品から、利用できる部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。フロンが使われたものについては、フロン回収することが義務づけられています。リサイクル費用は、捨てる時に持ち主が支払うことになっています。

### ②自動車リサイクル法



対象：自動車（カーエアコン）

クルマのリサイクルについてクルマの持ち主、関連事業者、自動車メーカーの役割を定めた法律です。カーエアコンからのフロン回収が義務づけられています。フロン回収費用は、リサイクル費用とともに自動車購入時に買った人が支払うこととなっています。

### ③フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン法）



対象：スーパーやコンビニの冷凍冷蔵ショーケースや空調機器、自動販売機、大型倉庫、バスや電車のクーラー など

2013年に「フロン回収破壊法」が改正されました。この法律ではフロンメーカー、機器メーカーにフロンの利用を合理化することを定め、業務用冷凍空調機器の管理者などに適切な管理をすることを求めています。